

消費生活相談実例

事例

1か月ほど前、父が買取業者に何かを売ったようだ。業者の名刺と書類が出てきたが、父は一人暮らしで、認知症と診断されていてよく覚えていない。今後、電話で勧誘されたりしたらどうしたらいいか。



アドバイス

事例では、クーリングオフ期間内だったので、本人が売った品物を取り戻したいなら、まず業者に連絡して品物を確認し、クーリングオフの申し出をすること、そして、再勧誘は一切不要と伝えることを助言しました。

また、電話勧誘などの場合は、電話に出てしまうと断りにくくなるので、常に留守番電話にしておき、家族やわかる相手からの電話にだけ出る、家族や消費生活センターなど相談できるところの電話番号を目につくところに書いておくよう伝えました。



意思能力のない人がした契約は？

～成年後見制度を利用するのが適切なケースも～

認知症や障害等により判断能力が不十分な人が契約した場合、契約した時点で意思能力*がなかったと判断されれば、その契約は無効となります。

しかし、過去のある時点で意思能力がなかったことを証明するのは、簡単ではありません。一方、成年後見制度を利用している場合には、成年被後見人(=本人)が不必要な高額商品を買わされたとしても、成年後見人がその契約を取り消すことができます。

明石市では、成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援に関する相談を「後見支援センター」で受け付けています。



成年後見制度

法定後見制度

既に判断能力が低下している場合

後見
判断能力が
全くない

保佐
判断能力が
著しく不十分

補助
判断能力が
不十分

任意後見制度

判断能力があるうちに、将来の不安などに備える場合

* 意思能力：契約などの行為の結果を判断するのに足るだけの精神能力のこと。

明石市後見支援センター（貴崎1丁目5-13 市立総合福祉センター内）

TEL 078-924-9151 FAX 078-924-9134 ※相談は無料です。

あかし消費生活センター

☎ 078-912-0999

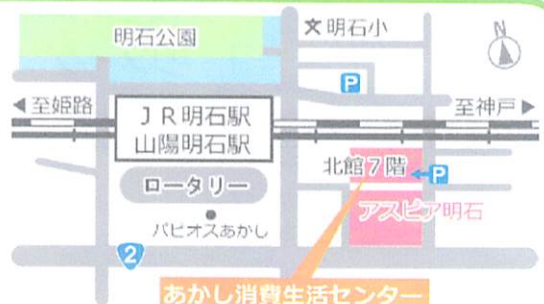
明石市東仲ノ町6番1号 アスピア明石北館7階

相談受付 9:00~16:00

原則 火~土曜

〔12月29日~1月3日、祝休日を除く
月曜が祝休日の場合は開館し、翌平日が休館〕

※相談は明石市にお住まいの消費者が対象です。



- JR・山陽電車 明石駅から徒歩約3分
- お車でお越しの際はアスピア明石駐車場(有料)等をご利用ください